

正

健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届

Table with 3 columns: 常務理事, 事務長, 担当

事業所整理番号

Main table for insurance calculation with multiple rows for different insured persons. Columns include: 健康保険被保険者証の番号, 被保険者の氏名, 生年月日, 種別, 従前の標準報酬月額, 従前の改定月・原因, 報酬月額 (金銭, 現物, 合計), 支払基礎日数 (4, 5, 6 months), 健保の従前, 厚年の従前, 健保の決定, 厚年の決定, 備考.

年 月 日 提出

受付日付印

事業所所在地名称事業主氏名電話 ( ) 局 番

社保委員等の検印

◎※印欄は、記入しないでください。 ◎記入方式は3枚目に書いてありますから、よく読んでください。

副

## 健康保険 厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理番号		※																							
⑦健康保険被保険者証の番号		①被保険者の氏名				⑧生年月日				⑨種別		⑩⑪従前の標準報酬月額				⑫備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差の月額 ・昇(降)給月									
報酬月額												⑬支払基礎日数20以上の月の報酬月額の総計		⑭適用年月											
⑯算定対象月の報酬支払基礎日数		⑰金銭(通貨)によるものの額				⑱現物によるものの額				⑲合計		⑳平均額		㉑修正平均額											
健康証番号(厚年整理番号)		氏名				明大昭平		1357		生年月日		1・2・3 5・6・7		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 円 円 月			
支払基礎日数		4月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		総計		円		適用年月				年 9 月	
5月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		平均		円		修正平均		円					
6月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		健保の決定		千円		厚年の決定		千円					
健康証番号(厚年整理番号)		氏名				明大昭平		1357		生年月日		1・2・3 5・6・7		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 円 円 月			
支払基礎日数		4月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		総計		円		適用年月				年 9 月	
5月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		平均		円		修正平均		円					
6月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		健保の決定		千円		厚年の決定		千円					
健康証番号(厚年整理番号)		氏名				明大昭平		1357		生年月日		1・2・3 5・6・7		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 円 円 月			
支払基礎日数		4月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		総計		円		適用年月				年 9 月	
5月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		平均		円		修正平均		円					
6月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		健保の決定		千円		厚年の決定		千円					
健康証番号(厚年整理番号)		氏名				明大昭平		1357		生年月日		1・2・3 5・6・7		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 円 円 月			
支払基礎日数		4月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		総計		円		適用年月				年 9 月	
5月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		平均		円		修正平均		円					
6月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		健保の決定		千円		厚年の決定		千円					
健康証番号(厚年整理番号)		氏名				明大昭平		1357		生年月日		1・2・3 5・6・7		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 円 円 月			
支払基礎日数		4月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		総計		円		適用年月				年 9 月	
5月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		平均		円		修正平均		円					
6月 日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		健保の決定		千円		厚年の決定		千円					

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

健康保険組合理事長

年 月 日

事業所	〒	—
所在地		
名称		
事業主氏名		殿
電話	( )	局 番

- この通知書でわからないことがあるときは、当健康保険組合へお尋ねください。
- この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であれば、文書または口頭で、社会保険審査官(地方社会保険事務局内)に審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、処分執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
- この通知書を受け取ったら、すみやかに、決定された標準報酬などを、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。被保険者に通知したときは、その旨を明らかにするため備考欄に当該被保険者の押印を求めておいてください。

〔記載例〕

(この届書に添付する書類)

この届には「被保険者報酬月額算定基礎届総括書」を添付すること。

この届書は、7月1日から7月10日までに提出してください。

事業所整理番号		A		1	2	3												
健康保険被保険者証の番号	① 被保険者の氏名			② 生年月日			③ 種別	④ 従前の標準報酬月額				⑤ 従前の改定月・原因						
報酬月額													⑥ 支払基礎日数20日以上月の報酬月額の総計		⑦ 適用年月		⑧ 備考	
算定対象月の報酬支払基礎日数		⑨ 金銭(通貨)によるものの額			⑩ 現物によるものの額			⑪ 合計		⑫ 平均額		⑬ 修正平均額		⑭ 備考				
健康保険番号(厚年整理番号)		氏名			① 2・3			健康の従前		千円		厚年の従前		千円		※ 年 月		
1	健康一郎	明1 大3 昭5 平7	生	年	月	日	1-2・3	5	6	0	5	3	0	備考				
4月30日	530,000	円	現物によるもの	15,000	円	合計	545,000	円	総計	1,635,000	円	適用年月	0	2年9月	円	円		
5月31日	530,000	円	現物によるもの	15,000	円	合計	545,000	円	平均	545,000	円	修正平均	0		円	円		
6月30日	530,000	円	現物によるもの	15,000	円	合計	545,000	円	健康の決定	5	6	0	厚年の決定	5	3	0	※	
2	河野一郎	明1 大3 昭5 平7	生	年	月	日	1-2・3	1	6	0	1	6	0	備考				
4月18日	144,000	円	現物によるもの	0	円	合計	144,000	円	総計	344,000	円	適用年月	0	2年9月	円	円		
5月21日	168,000	円	現物によるもの	0	円	合計	168,000	円	平均	172,000	円	修正平均			円	円		
6月22日	176,000	円	現物によるもの	0	円	合計	176,000	円	健康の決定	1	7	0	厚年の従前	1	7	0	※	

〔記入の方法〕

- 7月1日以前に被保険者の資格を喪失している者については記入しないこと。
- ②欄の明1・大3・昭5・平7の文字は、該当する事項を○印で囲みます。
- ②欄は、該当する文字を○で囲みます。
  - 1: 坑内員以外の男子 2: 女子 3: 坑内員
  - 5: 厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子
  - 6: 厚生年金基金の加入員である女子
  - 7: 厚生年金基金の加入員である坑内員
- ④⑤欄の「健康の従前」と「厚年の従前」の欄には、この届書を提出する日現在の標準報酬月額を記入します。
 

なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁とします。
- ⑥欄には、4月、5月、6月に支払われた給与の支払の基礎となった日数を記入します。
 

(注) 月給者の場合は、その月の日数(給与計算締切日までの日数)

日給者の場合は、稼働日数
- ⑦欄には、4月、5月、6月に支払われた報酬のうち、金銭(通貨)で支払われた額を記入します。
 

(注) 報酬とは、賃金、給与、俸給、手当(残業手当、通勤手当なども含まれます。)、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として受けたすべてのもののことです。

ただし、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われる賞与は除かれます。
- ⑧欄には、4月、5月、6月に支払われた報酬のうち、通勤定期乗車券(回数券)、食事、住宅及び被服など、現物で支給されたものがあるときに、健康保険法第46条第1項若しくは第2項、厚生年金保険法第25条の規定によって都道府県知事又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を記入します。なお、該当しないときは、0を記入します。
- ⑨欄には、⑦欄+⑧欄の合計額を、それぞれの欄に記入します。
- ⑩欄には、4月、5月、6月のうち、支払基礎日数が20日以上月の⑨欄(合計額)の総計を記入します。
- ⑪欄には、この届出により標準報酬月額が決定される年を記入します。
 

なお、決定される年が1桁の場合は、前に0を記入して2桁とします。
- ⑫欄には、⑩欄(総計)の額を、支払基礎日数が20日以上月の数で除して得た平均額を記入します。
- ⑬欄の「遡及支払額」には、4月、5月、6月の各月に受けた報酬月額のなかに、さかのぼって昇給したことなどによる数カ月分以上の昇給差額や、3月分以前の遅払分が含まれている場合には、その額を記入します。
- ⑭欄の「昇(降)給差の月額」には、「遡及支払額」を記入したときに、昇(降)給により増(減)額された額の月額を記入します。
- ⑮欄の「昇(降)給月」には、「遡及支払額」を記入したときに、昇(降)給または遡及分の支払が行われた年月を記入します。
- ⑯欄には、つぎの算式によって計算した額を記入します。
 

ただし、⑯欄の「遡及支払額」に記入した金額がないときは、この欄の記入は必要ありません。

  - 「6月」に遡及分または遅払分の支払が行われたとき。
 
$$\{(\text{⑯欄の金額} - \text{⑯欄の「遡及支払額」}) + (\text{⑯欄の「昇(降)給差の月額」} \times 2)\} \div 3 = \text{⑯欄の金額}$$
  - 「5月」に遡及分または遅払分の支払が行われたとき。
 
$$\{(\text{⑯欄の金額} - \text{⑯欄の「遡及支払額」}) + (\text{⑯欄の「昇(降)給差の月額」}\} \div 3 = \text{⑯欄の金額}$$
  - 「4月」に遡及分または遅払分の支払が行われたとき。
 
$$(\text{⑯欄の金額} - \text{⑯欄の「遡及支払額」}) \div 3 = \text{⑯欄の金額}$$
- ⑰欄の「健康の決定」と「厚年の決定」欄には、④欄の金額、⑤欄に記載されている金額があるときは、⑥欄の金額)を「標準報酬区分表」(健康保険法第40条及び厚生年金保険法第20条)にあてはめて得られた標準報酬月額を記入します。
 

なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁とします。
- ⑱欄の備考欄には、次の事項を記入します。
  - ⑱欄に記入したときは、その現物の名称。
  - ⑱欄の金額の中に年4回以上にわたって支払われる賞与が含まれているときは、前1年間の賞与の支給月と1ヵ月当りの平均支給額。
  - ⑱欄の金額にストライキによる賃金カットされた金額があるときは、その旨、その月、日数及びカット率。
  - ⑱欄の金額に低額の休職給があるときは、その旨、その月及び支給率。
  - 長期欠勤者があるときは、その旨と欠勤を始めた年月日及び賃金支給の有無。
  - 資格取得届提出中のときは、その旨と資格取得年月日及び資格取得届の提出年月日。
  - 健康保険法第118条第1項に該当している者があるときは、「健康保険法第118条第1項該当」の旨。